

# あきた北 法人会 だより

第

82

号

令和5年8月31日



発行 公益社団法人秋田北法人会

秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター3F  
TEL 018-845-8078 FAX 018-845-8025  
<https://kitahou-akitalink.com>  
E-mail: kitahou@galaxy.ocn.ne.jp

## 令和5年度

## 定時総会を開催

令和5年度定時総会が、6月1日（木）秋田キャッスルホテルに於いて、秋田北税務署長 鎌田俊一氏をはじめ、来賓各位を迎え、開催された。

林会長のあいさつでは、コロナ前の日常に戻りつつあるものの、各種値上げの連続で厳しい環境が続く中ではあったが、税務に関する説明会・実務セミナーの開催や、青年部会・女性部会が開催した児童に対する租税教育活動（租税教室、税の絵はがきコンクール）などは、皆様方のご協力により計画通り実施できたことを報告した。

また、「e-tax」の利用推進と会員増強、加えて、法人会の助成金につながる福利厚生制度への推進協力もお願いした。

また、平成18年から務めてきた会長職を任期満了により辞する旨と、これまでの各位の協力への感謝の言葉を述べた。

議事に入り、議案の「令和4年度事業報告・同収支決算」「任期満了に伴う役員改選」は、原案通り満場



一致で承認された。

役員改選により、西宮公平氏が新会長に選任された。（詳細は、当法人会ホームページで情報開示しております）

議事終了後、福利厚生の事業活動に功労のあった、大同生命保険㈱の加藤大推進員、大塚玲子推進員及び㈱ケツァール代表の加藤隆志推進員を表彰した。

## 就任のご挨拶



秋田北法人会 会長  
西宮 公平

令和5年6月1日の定時総会で会長を拝命いたしました西宮公平です。林明夫前会長の後を引き継ぎまして、本会の「基本方針」・「主な事業項目」に基づき、会の発展に取り組んで参りますので、宜しくお願い申し上げます。所謂アベノミクスとして異形の経済政策がとられた結果、我が国の先行きは混迷の度合いを深めております。<sup>※1</sup>こういった状況の下、役員や会員の皆様をお願いしたい事があります。それは、論理的な議論に参加して頂き、お知恵を拝借したいということです。対極にあるものは、事実と主観と客観が区別されないまま、その場の「空気」によって「全員一致」となる事です。<sup>※2</sup>幸い秋田北法人会の地域においては、洋上風力発電事業の息吹があります。何とか仕事に繋げようと模索する皆様と共に取り組んで参ります。御指導方、宜しくお願い申し上げます。

※1 参考図書 軽部謙介著「アフター・アベノミクス」他

※2 参考図書 猪瀬直樹著「昭和16年夏の敗戦」

## 受章おめでとうございます

## 全国法人会総連合功労者表彰

平野 久貴 氏（理 事）

## 東北六県法人会連合会功労者表彰

渡邊 康衛 氏（副 会 長）  
安藤 晃 氏（監 事）

## 秋田県法人会連合会功労者表彰

渡部 一雄 氏（常任理事）  
佐藤 利規 氏（理 事）



## 令和4年度

## 小学生「税の絵はがきコンクール」作品展示

秋田北法人会管内の小学校（12校）6年生より応募があった442通から選ばれた最優秀作品1点・優秀作品9点、秋田北税務署長賞1点と東北六県の優秀作品及び東北六県連で全体の優秀作品の中から選定した優秀作品を秋田市北部市民サービスセンター（キタスカ1Fロビー 2/16～3/15）に展示しました。  
※秋田北法人会のホームページにも掲載しています。

※秋田北法人会の優秀作品は、秋田北税務署にも展示していただきました。

※「秋田北税務署長賞」は12月22日（木）に飯島南小学校を訪問して、校長室において、鎌田秋田北税務署長より受賞者（飯島南小6年加藤沙彩さん）へ賞状と記念品を贈呈しました。



## 新入会員紹介

どうぞよろしく



| 正 会 員      | 代 表 者 名 | 法 人 住 所        |
|------------|---------|----------------|
| (有)大森プロパン  | 大 森 寛 志 | 秋田市金足追分字海老穴275 |
| (株)東翔設備工業  | 仙北谷 智   | 秋田市外旭川中谷地20-1  |
| (株)吉田工務店   | 吉 田 健 吾 | 秋田市飯島砂田33-12   |
| (株)システムアート | 斉 藤 比奈子 | 秋田市外旭川字田中43-3  |

| 賛 助 会 員         | 代 表 者 名 | 法 人 住 所                  |
|-----------------|---------|--------------------------|
| (株)FPパートナー 秋田支社 | 三 浦 正 博 | 秋田市中通2-2-7 トラストワンビル21 5F |

税務署だより



申告・納税は

e-Taxで手続きを!!

e-Taxを利用することで、自宅や事務所などから申告や納税などの手続きを行うことが可能です。

## e-Taxのメリット

### 事業者の方

- データ化した申告書等をインターネット上で提出できるため、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。
  - 事業主の方が給与所得の源泉徴収票をe-Taxにより提出することで、従業員の方が確定申告する際、確定申告書に給与所得の情報が自動入力されます。<sup>※1</sup>
- ※1 令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でマイナポータル連携を利用して令和5年分以降の確定申告書を作成する場合が対象です。

### 所得税の確定申告をされる方

- 税務署に行かずに自宅から申告できます。
  - 生命保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要です。<sup>※2</sup>
  - 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付されます。
  - 確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。<sup>※3</sup>
- ※2 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。 ※3 メンテナンス時間を除きます。

### 納税証明書の交付を請求される方

- 電子納税証明書なら税務署窓口に行かずにお手持ちのスマートフォンで請求から受取までできます。
- 電子納税証明書（PDFファイル形式）では、電子データで何度でも使用でき、書面で何枚でも印刷できます。
- 手数料がお得です（1税目1年度1枚あたりe-Tax：370円 書面：400円）。



国税庁 法人番号7000012050002

令和5年6月

## インボイス制度説明会の開催のお知らせ

令和5年10月から、消費税のインボイス制度が始まります。

秋田北税務署では、消費税の基本的な仕組みからインボイス制度の概要について説明する「インボイス制度説明会」とインボイス発行事業者の登録について検討されている方向けの「登録要否相談会」を以下のとおり、開催いたします。インボイス制度について詳しく知りたい方、また、インボイス発行事業者登録の要否をお悩みの方は、是非、お申し込みください。

### 【お申し込みの前に必ずご確認ください】

- 「事前予約制」で開催しますので、参加を希望する場合には、「申込先」までご連絡ください。参加費用は無料です。
- 駐車場に限りがありますので、ご来場の際には公共交通機関等をご利用ください。
- 個人事業者の方は、スマートフォン及びマイナンバーカード（暗証番号）をご持参いただければ「登録要否相談会」でe-Taxによる登録申請ができます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等によっては、開催が中止となる場合もありますのでご了承ください。

【開催日程等】 開催場所：秋田北税務署 2階会議室（秋田市土崎港中央6-9-13）

| 開催日等       | 9月14日(木)                                                         | 10月16日(月)                                                        | 人数    | 申込先                                      |
|------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------|
| インボイス制度説明会 | ① 10:00～11:00<br>② 14:00～15:00                                   | ① 10:00～11:00<br>② 14:00～15:00                                   | 各回12名 | 秋田北税務署<br>法人課税部門<br>018-845-1798<br>(直通) |
| 登録要否相談会    | ① 11:00～11:30<br>② 11:30～12:00<br>③ 15:00～15:30<br>④ 15:30～16:00 | ① 11:00～11:30<br>② 11:30～12:00<br>③ 15:00～15:30<br>④ 15:30～16:00 | 各回2名  |                                          |

(注)「登録要否相談会」は、発行事業者登録をするかどうかお悩みの方向けの個別相談会となります。

## 電子帳簿保存法の内容が改正されました ～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

### Q 「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

#### ① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

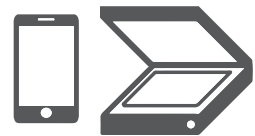
ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。



さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります）。

#### ② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。



#### ③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。



※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

令和5年度税制改正による主な改正事項については、次ページ以降で説明します。



令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ & Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)をご確認ください。

詳しくは、で

こちらからも  
特設サイトに  
アクセスできます



国税庁 法人番号7000012050002

令和5年4月

## ① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

### 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の 対象となる帳簿の範囲が見直されました。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について以下のとおり見直されました。

なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲については、変更はありません。

### 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲

**見直し前** ①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（全ての青色関係帳簿）

**見直し後** ①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（以下の記載事項に係るものに限定）

| ③における記載事項                                      | 帳簿の具体例              |
|------------------------------------------------|---------------------|
| 売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む）その他収入に関する事項 | 売上帳                 |
| 仕入れその他経費（法人税は、賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く）に関する事項        | 仕入帳、経費帳、賃金台帳（所得税のみ） |
| 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む）に関する事項          | 売掛帳                 |
| 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む）に関する事項          | 買掛帳                 |
| 手形（融通手形を除く）上の債権債務に関する事項                        | 受取手形記入帳、支払手形記入帳     |
| その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く）                        | 貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿  |
| 有価証券（商品であるものを除く）に関する事項（法人税のみ）                  | 有価証券受払い簿（法人税のみ）     |
| 減価償却資産に関する事項                                   | 固定資産台帳              |
| 繰延資産に関する事項                                     | 繰延資産台帳              |

**Q** 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、どのような措置ですか？

**A** 一定の範囲の帳簿について、「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、

①訂正削除履歴の保存、②帳簿間の相互関連性 ③日付・金額・相手方による検索機能の3要件を全て備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です（あらかじめ届出書を提出している必要があります）。



## ② スキャナ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

### (1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際に守らなければならない解像度(200dpi以上)や階調(原則としてカラー画像)などの要件自体に変更はありません。

### (2) 入力者等情報の確認要件が不要とされました。

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました(電子取引データ保存についても同様です)。

### (3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類(契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類)」に限定されることとなりました。

この見直しにより、「一般書類(見積書・注文書等や納品書の写しのように、資金や物の流れに直結・連動しない書類)」をスキャナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。

## ③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

### (1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め(調査担当者にデータのコピーを提供すること)」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間(2課税年度前)の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

### (2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止されます。

(参考) 令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

### (3) 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができるとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要です)

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

## 令和5年度青年部会・女性部会定時報告会

青年部会は6月15日に南大門、女性部会は6月20日に白帆において開催された。

重点事業の「租税教室」や「税の絵はがきコンクール」の実施状況などを含めた令和4年度事業報告と収支決算及び令和5年度事業計画・収支予算、任期満了に伴う役員改選などの承認・決定がなされた。

青年部会では、本年度主管となる青年部会連絡協議会の合同研修会の概要について協議した。

女性部会では、報告会の前に、鎌田秋田北税務署長による講演会（研修会）「知っていますか？ 贈与税」を開催した。

## 新設法人・決算法人説明会

4月28日（金）

対 象：4・5・6月決算法人

7月28日（金）

対 象：7・8・9月決算法人、新設法人

講 師 秋田北税務署 三浦財務事務官 様  
浪岡税務調査官 様



（キタスカ）

## 租税教室開催 （青年部会）

租税教育活動の一環として管内の小学校（3校）6年生を対象に、税のDVD・1億円レプリカ等を使用しながら、税の仕組みや税の大切さについて勉強してもらった。

6月29日（木）



男鹿市立弘戸小学校  
講師 菅原青年部副会長

6月30日（金）



潟上市立追分小学校  
講師 畠山青年部副会長

7月5日（水）



秋田市立土崎小学校  
講師 細川前青年部会長

## 秋田北・南法人会合同セミナー

新入社員のための  
心がまえ研修会



正しい価値観を身につける  
講師：経営コンサルタント 古川 英夫 氏  
4月6日（木）「秋田キャッスルホテル」

経理実務セミナー



1日でわかる経理のすべて  
講師：(有)マスエージェント 林 忠史 氏  
7月13日（木）「イヤタカ」





## 家族の絆



ニュークリエイトマネジメント 代表 長井三郎

### 独立開業

星川(仮称)さんは、市内の建設会社で十年以上、トップ営業として実績を上げてきた。社長にも信頼され何の不満もなかったが、37歳の時、「自分なりの人生を描いてみたい」との思いが強くなり、会社を辞めて住宅リフォームの会社を開業した。

5坪の小さな貸事務所で女子社員1名だけの会社だ。来客はおろか電話すら1本も来ない。ようやく1本の電話が入ったのは3日目だった。お客さんが見えたのは1カ月経ってだ。

星川さんはアパートや貸家を飛び込み訪問して貸主を聞いて回った。なかなか成果には結びつかず、開業1年後には開業資金も底をついた。追い込まれた星川さんはある夜、奥さんと話し合った。

「申し訳ない。自分の考えが甘かった。一緒に会社をやってもらえないだろうか」と結婚して以来、初めて奥さんに頭を下げた。女子社員には辞めてもらい、育児と塾をやっていた奥さんに会社に入ってもらい、奥さんが子どもの教育資金として貯めていたお金を、つなぎ資金に当ててもらった。

この危機は星川さんの自信を粉々に打ち砕いた。自信と度胸と強い思いだけでは一人の社員の給与も払えない、自分の力のなさを痛感させられた。

### 二人三脚経営

奥さんに会社に入ってもらい内部を安心して任せられると、営業成果も上がり始めた。

独立して十数年経つころには、地元でトップクラスの業績を上げるようになったが、問題もあった。星川さんは営業に関しては人一倍厳しい。目標を射ち落とすまでは自分の能力と時間をすべて注ぎ込み成果を上げてきた。同じことを社員にも求めた。朝礼で一人ひとり実績を発表させ、未達者には対策を徹底的に追及

した。営業が戻ってくるのは10時ごろで、事務所の明かりは0時ごろまでついてた。

年かさのいった社員は、星川さんの人情味あふれる性格を知りついてきたが、若い社員は厳しさについていけず、入っては辞め、入っては辞めを繰り返していた。それでも会社は少しずつ拡大していった。

### 事務所焼失

内部に問題を抱えながらも何とか成長路線を走っていた会社に、思いがけない災難がふりかかった。秋のある日の朝6時、事務所の隣家から火が出て延焼してしまったのだ。幸い契約書などの大事な書類は近くの社員が駆けつけ持ち出してくれたが、あとはほとんど燃え尽きてしまった。

途方に暮れる夫婦に長男の祐樹君が言った。「起きてしまったことはしょうがない。僕も会社に入るから一緒にやってみようよ」。昨年、大学を出て東京に勤めていた息子の励ましに、力を得た二人は再建に向けて歩き出した。

### 社風が変わる

何一つ仕事の分からない祐樹君だが、持ち前の明るさで積極的に社員に声を掛け、たまった仕事を手伝っていった。今まで内部は奥さんがまとうまくいっていたが、営業部門はコミュニケーションも滞り、ギクシャクした暗い雰囲気が漂っていた。そこに祐樹君が入ったことで会話も生まれ、上下の話も通じてきた。

「社員との会話も足りなかったけど、私たちの会話も足りなかったわね」。奥さんの話に大きくうなずきながら、星川さんは言った。「期待していなかった子どもにも助けられ、家族のありがたさを痛感させられたよ」と。



## 重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)  
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありませぬ。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありませぬ。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



大同生命保険株式会社

きた東北支社 秋田営業部(秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル5F))  
TEL 018-833-5121



AIG損害保険株式会社

秋田支店(秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F))  
TEL 018-801-2010

F-2019-1016(2019年8月27日)  
19-073026 2021-8



## アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。  
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度



〈引受保険会社〉

アフラック 秋田支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。